

# 小野学園女子中学校・高等学校

## 「同窓会」規約

### 第1章 総 則

- 第1条（名称） 本会は、小野学園女子中学・高等学校「同窓会」と称する。
- 第2条（場所） 本会の事務所は小野学園女子中学校・高等学校職員室に置く。  
〒140-0015 東京都品川区西大井1-6-13  
小野学園女子中学・高等学校内 同窓会  
電話03-3774-1151

### 第2章 目 的

- 第3章（目的） 本会は、会員相互の親睦を図り、合わせて母校の発展に寄与することを目的とする。

### 第3章 組 織

- 第4条（会員） 本会は次の会員をもって組織する。
1. 普通会員・・・小野学園女子中学・高等学校の卒業生とする。
  2. 特別会員・・・母校現職員
  3. 客 員・・・母校旧職員

### 第4章 役員及び任務

- 第5条（役員） 本会の下に役員を置く。
1. 会 長 1名
  2. 副会長 4名
  3. 会計監事 3名
  4. 会 計 3名
  5. 常任幹事 2名

- 第6条（任務） 任務は以下のものとする。
1. 会長は本会を代表し会務を総理する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は其の業務を代行する。
  3. 会計監事は本会の会計事務を監査する。
  4. 会計は本会会費、その他の支出入を掌る。
  5. 常任幹事、幹事は本会の施策に参画する。

- 第7条（選出） 会長、副会長、その他役員は、幹事会に於いて幹事の中から選任する。

- 第8条（任期） 選出された役員は任期を1年とする。但し再選を妨げない。

- 第9条（決議） 本会の機関は、総会、幹事会で行う。
1. 総会は毎年5月会長が招集する。
  2. 幹事会は毎年4月に会長が招集する。  
会議の議決は出席者の過半数にて決める。

### 第5章 活 動

- 第10条（事業） 本会目的達成のために次のことを行う。
1. 母校の発展に寄与する活動をする。
  2. 同窓会会報の刊行及び同窓会名簿の作成。
  3. その他、目的達成のために必要な活動をする。

### 第6章 慶弔規定

- 第11条（慶弔） 本会は、母校及び普通会員（役員）・特別会員・客員の慶事並びに凶事のあるとき、次の規定に従って慶弔の意を表す。

#### ①慶事

##### 母校

- I、慶事・・・・・・・・・・協議による  
特別会員

## II、退職

- 1年～9年・・・・・・・・記念品
- 10年～20年・・・・・・・・金1万円也
- 21年～30年・・・・・・・・金3万円也
- 31年～満期・・・・・・・・金5万円也

## ②凶事

### 母校

- I、凶事・・・・・・・・・・協議による  
役員・特別会員・客員

- I、会員が死亡した場合・・・・・・・・花環代

## 第7章 会 議

第12条（総会） 本会は、毎年1回定期総会を開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第13条（議事） 総会の議事はおよそ次の通りとする。

1. 会務報告
2. 決算及び予算報告
3. その他

## 第8章 会 計

第14条（入会金） 普通会員は入会に際し入会金を納入する。

第15条（経費） 本会の経費は、入会金・寄付金その他の収入をもってあてる。

第16条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

## 第9章 附 則

第17条 平成21年 4月14日 一部改正 当日より実施する。

平成24年 4月1日 一部改正 当日より実施する。